



県 章

滋賀県公報

平成 26 年（2014 年）
8 月 6 日
第 3 8 8 3 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	1
道路の供用開始（道路課）	1
○ 公 告	
特定非営利活動法人定款変更認証申請公告（県民活動生活課）	2
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法による要措置区域の指定（東近江）	3
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（東近江）	3
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業所の名称変更の届出（甲賀）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（南部）	4

告 示

滋賀県告示第388号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成26年8月6日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービスセンター 杜	守山市今浜町 2620-132	関西メディカルサービス株式会社 代表取締役 大竹富八郎	大津市和邇中 浜460番地の1	通所介護 介護予防通所介護	平成26. 8. 1	2570700753

滋賀県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成26年8月6日から平成26年8月20日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成26年8月6日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
彦根八日市甲西線	湖南市岩根字出水4439番地先から 湖南市岩根字出水4440番1地先まで	平成26. 8. 6	L = 138.0m

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年8月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ホームママ
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 河田央子
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 大津市竜が丘15番18号
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、子供・障害がある人・高齢者に「いつでも、だれにでも、安心して質の高い医療・福祉サービス」を提供することにより少子高齢社会の生活の質の向上に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成26年7月23日から平成26年9月23日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年8月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 NPOびわ湖環境
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 中村満
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 草津市草津三丁目13番70号
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、会員の環境保全、国際協力、経済活動の活性化及び職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援に係る専門能力を活かし、滋賀県内外の市民及び企業・団体等に対して、環境保全や国際協力、経済活動の活性化、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業等を行い、自然との共生と地域社会への参加を図り、もって地域社会の発展と地域環境・地球環境の保全に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成26年7月23日から平成26年9月23日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年8月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 京津文化フォーラム82
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 橋本光弘
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 大津市別保一丁目7-23
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 本法人は、京阪電気鉄道株式会社から買収した80形82号車（以下「車輛」と記す。）を保存・維持し、また車輛を活用した各種の事業を行うことを通じ、会員の親睦を図りつつ、

鉄道がなし得た様々な役割を多くの人に伝え、湖都・大津および古都・京都からすぐれた文化を発信し、もって文化・芸術ならびに地域社会に対して貢献を果たすことを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成26年7月24日から平成26年9月24日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年8月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請のあった年月日 平成26年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 平和環境もやいネット

特定非営利活動法人の代表者の氏名 古川久雄

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 守山市勝部一丁目16番27号コスモ守山5番館207号室

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、おもにアジア・太平洋・アフリカ地域を対象に、地域の伝統文化と住民自治を復権し再活性化する企画・支援の事業を行い、生態環境保全と平和促進に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成26年7月25日から平成26年9月25日までの縦覧場所における執務時間内

環境事務所告示

滋賀県東近江環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

平成26年8月6日

滋賀県東近江環境事務所長 成宮 等

1 指定する区域の所在地 近江八幡市安土町西老蘇字沢田8番1および同市安土町東老蘇字西ノ口1770番2

2 指定する区域の表示 次の図のとおり

3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし

5 講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県東近江環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年8月6日

滋賀県東近江環境事務所長 成宮 等

1 指定する区域の所在地 近江八幡市安土町西老蘇字沢田8番1

2 指定する区域の表示 次の図のとおり

3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の名称変更の届出があった。

平成 26 年 8 月 6 日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 井 下 英 二

事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	変更年月日
訪問看護ステーション クローバー	訪問看護ステーション クローバー湖南	湖南市中央三丁目 27 番地	特定非営利活動法人 ケアサポート滋賀 理事長 中川孝義	訪問看護 介護予防訪問看護	2562390050	平成 26. 8. 1

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 18 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 26 年 8 月 6 日

滋賀県南部健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
株式会社 ころ	守山市吉身二丁目 9 番 34 号	サポートセンター えがお	守山市吉身二丁目 9 番 34 号	居宅介護 重度訪問介護	平成 26. 8. 1	2510700319